

データ取引市場等SWG 取りまとめ 概要

(1) パーソナルデータの適切な利活用を推進する観点から、これまで、内閣のIT総合戦略本部の下で開催されている「データ流通環境整備検討会」等において、データ取引市場の運営や、そこに参加するプレイヤーに関するルールの在り方が検討されてきたところ。

(2) 検討の過程で、「データ取引市場」「情報銀行」「PDS」等に関する概念整理や、これらに関する何らかのルール整備の必要性については、一定のコンセンサスが形成。



<今回の検討課題>

1. データ取引市場のプレイヤーに関するルール

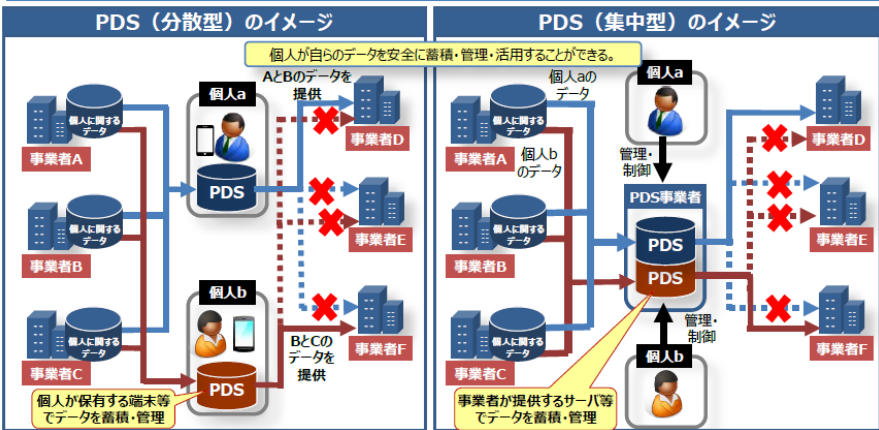
- 参加するプレイヤーは、①データ保有者と、②データの保有者から当該データを託される者（情報信託機能を担う者）が想定される。
- データの保有者から当該データを託される者（情報信託機能を担う者）について、匿名加工が行われていないデータについても、データの保有者が安心して当該データを託すことができる、適切な業務運営が担保されていくために必要なルールを検討。

2. データ取引市場を運営する者に関するルール

- 市場に参加する各主体が保有するデータの価値を正確に「見える化」とするとともに、取引市場について、透明で公正な市場の運営が行われていくために必要なルールを検討。

1. PDS (Personal Data Store)

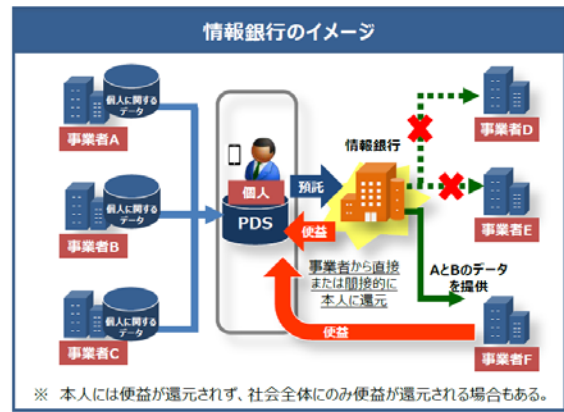
PDS (Personal Data Store) とは、他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み (システム) であって、第三者への提供に係る制御機能 (移管を含む) を有するもの。



※ PDS、情報銀行、データ取引市場は、それぞれ排他的なものではなく、同一の者が複数の機能を担うことも想定される。

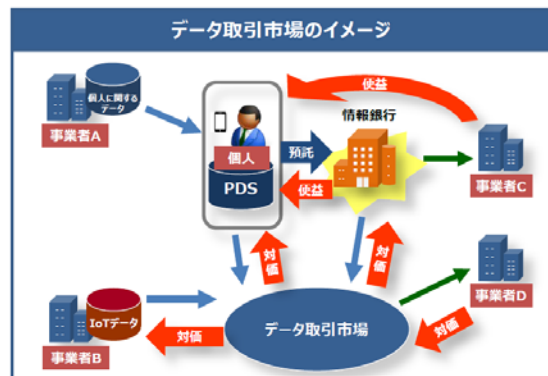
2. 情報銀行

情報銀行 (情報利用信用銀行) とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者 (他の事業者) に提供する事業。



3. データ取引市場

データ取引市場とは、データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み (市場)。

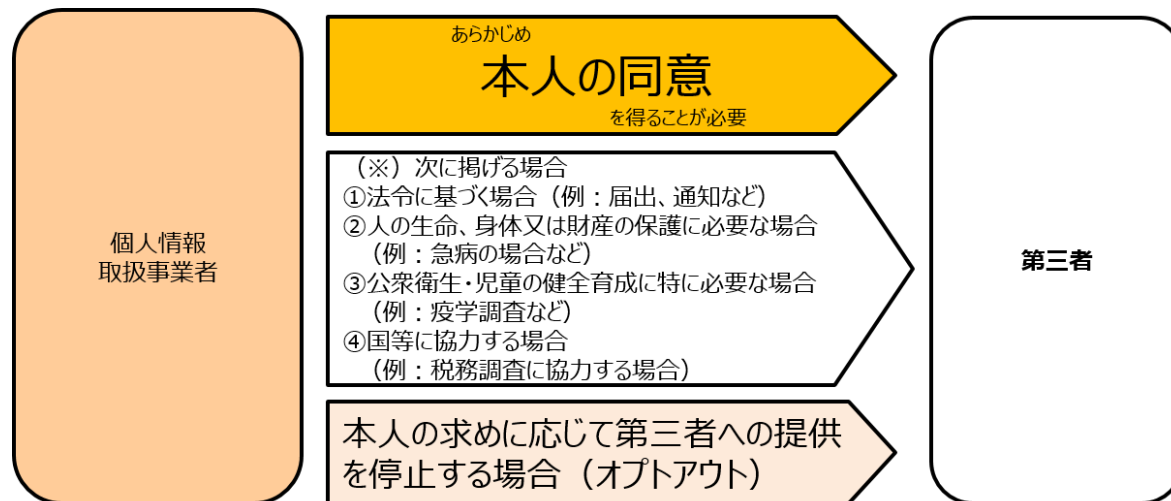


※ データ取引市場におけるデータ提供主体としては、事業者、個人、情報銀行が想定される。

1. 関連制度の現状

- 個人情報保護法第23条第1項に規定される第三者提供に係る同意について、利用目的や提供先の第三者の範囲等をどこまで示せば「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲」に該当するのか、個別の事例の事実関係に即して検討することが必要。
- 個人情報保護法第23条第5項に規定される共同利用の適用の可否について、個別の事例の事実関係に即して検討することが必要。

(第23条第1項) 個人情報取り扱い事業者は、次に掲げる場合(※)を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。



出典：個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法における共同利用について」（第5回基本戦略WG 提出資料）を編集

【参考】

①データ提供者からの個別同意の必要性（個人情報保護法（平成15年法律第37号）第23条第1項）

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取得状況（取り扱うデータの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」抜粋）

②共同利用（個人情報保護法第23条第5項）

「共同利用」に該当するためには、以下の点を予め明確にすることが求められる。

- (i) 共同利用をする旨、(ii) 共同して利用される個人データの項目、(iii) 共同して利用する者の範囲、(iv) 利用する者の利用目的、(v) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2. 情報信託機能に関する動向

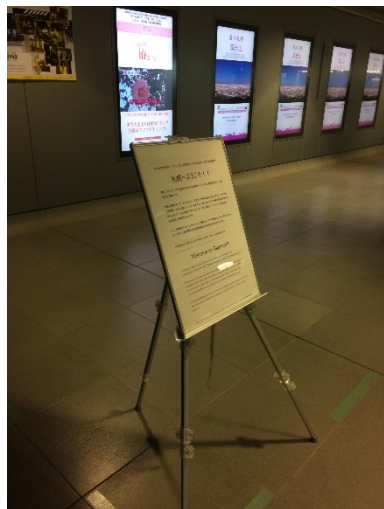
- ▶ 観光分野において、パーソナルデータの第三者提供を行い、利便性の向上を図る「IoTおもてなしクラウド事業」（平成28・29年度総務省実証事業）を実施。
 - 利用者からは、データの**信託先の信頼性の確保や便益の見える化の必要性**等について指摘。
 - 事業者からは、**1)第三者提供を行う場合、匿名加工を行わないデータを活用するニーズがあり得ること、2)第三者提供時の提供先の範囲の提示方法や、第三者提供に対する同意取得を行う具体的方法等に関する適法性の判断基準の明確化の必要性**について指摘。

【参考】IoTおもてなしクラウド事業

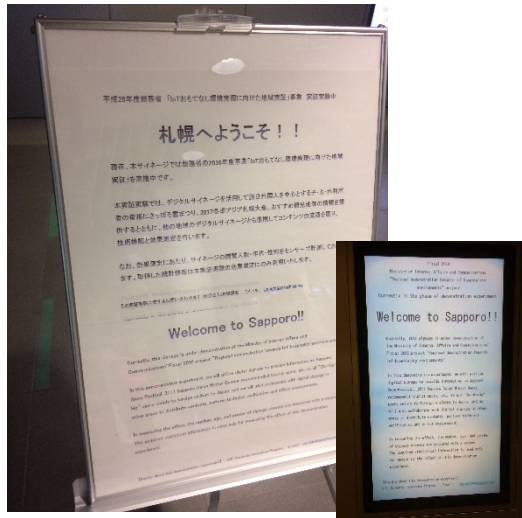
訪日外国人がIoTおもてなしクラウド(運営者は一般社団法人)に登録したパーソナルデータ(パスポート情報等の個人情報を含む)を、「第三者」であるホテル等のサービス事業者に提供。これにより、訪日外国人が、業種をまたいだ多種多様なサービスをスムーズに享受することが可能となるモデルを実証。(例：ホテルチェックインの簡素化、レストランにおけるハラル情報伝達の円滑化、デジタルサイネージにおける言語切り替え)



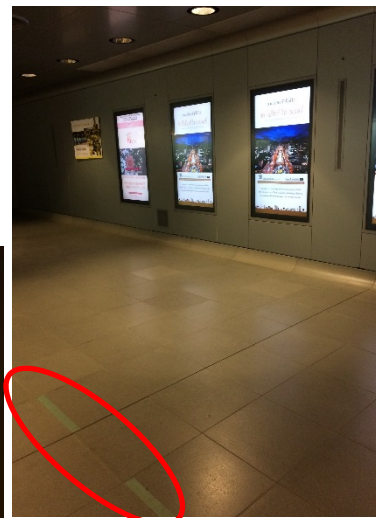
- 札幌駅前地下歩行空間のサイネージエリアにセンサーを設置し、「サイネージの閲覧人数・年代・性別」を計測する実証（※）を実施（2017年2月）。
※ 民間事業者等によって、センサーで取得した画像から年代・性別のみの情報を瞬時に抜き取り、画像は即座に消去するなどの取組を実施している。
- 情報提供を希望しない人の情報が意図せず取られることがないように、センサーに入る3メートル以内の範囲に線を引き、趣旨を説明する看板を立てて実証を行った。



1. 実証エリアの様子
(立て看板、対象範囲の線)



2. 立て看板（日英）



3. 実証エリアの様子
(対象範囲の線)



4. センサー

（関係者からの指摘）

- ・ 匿名化の程度、どこまでの情報を誰に提供できるのかといった点について、ルール整備が必要ではないか。
- ・ 匿名加工情報と非識別加工情報の違い、個人情報保護法と条例の関係などを明確化する必要があるのではないか。
- ・ 収集したデータの利用目的を追加する場合に、後から同意を得られるような仕組みが必要ではないか。

3. 情報信託機能を担う者に関するルールの在り方（1）基本的な考え方

- ① パーソナルデータの適切な利活用を推進していくためには、**第三者提供が行われる際、データ保有者が個別具体的にその可否を判断することを可能とするPDSの機能を提供する事業者が必要**となる。
- ② これまでの実証実験等の結果を踏まえると、上記に加え、**データ保有者に代わり第三者提供の可否を判断し、実際に提供まで行う、いわゆる情報信託の機能を提供する事業者に対するニーズも高まってくると考えられる。**
- ③ こうした事業が適切に運営されるためには、**情報信託機能の信頼性を確保するための社会的な仕組みが必要**。すなわち、**一定の要件を満たした事業者については、第三者による認定・公表を含め、客観的な基準の下に社会的に認知する仕組みが必要**。本SWGでは、こうした仕組みの具体的な在り方について、以下のような選択肢に関する報告も行われた。
- ④ **国が一定の要件を満たした者を認定し、公表することで信頼性を確保する制度も将来的な選択肢としては考えられる。**
 しかしながら、今般の検討の過程で、**1)現段階で、情報信託機能を担うビジネスを行っている事業者はなく、今後の実証実験等を通じ、具体的な制度を構築するための事実関係を更に積み上げていく必要があるのではないか、2)今後の発展が期待される市場については、当事者の自主的な取組を推進し、当事者が実態に即したルールを形成していくことが望ましい**等の指摘もあったところ。
- ⑤ 以上を踏まえ、当面は、**情報信託機能の実証実験や、第三者提供、共同利用等の関連する個人情報保護法の運用も考慮しつつ、観光など具体的な目に見える効果が期待できる分野から、民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度が実施されていくことが望ましいのではないか**と考えられる。

【参考】情報信託機能に係るルールの選択肢

ルール・枠組みの選択肢	具体策	メリット(○)／デメリット(▲)
民間事業者による自主的取組	民間団体による任意の認定制度	○民間事業者の自主的な取組の促進が可能 ○当事者がルール策定に関与することが可能 ▲拘束力のあるルールを設けられない
立法措置	緩やかな規制（例：名称独占）	○国による公正で安全な市場の担保が可能 ▲発展途上の市場で、法的措置を設けることで、市場の発展を阻害する可能性
	参入規制（例：許認可制）	

※「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（H29.5.30閣議決定）において、個人情報保護委員会は、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信することとされており、情報信託の機能を提供する事業者においても、事前相談の枠組みを利用するという手段が用意されている。

3. 情報信託機能を担う者に関するルール の在り方 (2) 具体的なルール の例

本SWGにおける検討を踏まえると、情報信託機能を担う者に求められる要件としては、例えば、以下のような事項が考えられる。

① 体制の整備

- ・ 経営的安定性の担保、セキュリティ体制、ガバナンス体制の確保
- ・ 善管注意義務、忠実義務、分別管理義務の確保

② データ提供者との間の約款の策定、公表

- ・ 個人情報の取得方法、利用目的、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 提供された情報を第三者利用に供する場合の判断基準の明示
 - 情報の提供者が、第三者利用に供する範囲（提供先の範囲及び提供する情報の範囲）を何時でも追加、変更、削除できる趣旨の明示（コントローラビリティの明示）
 - データの取得・提供等に係る重要事項の変更がある場合の事前通知
 - 情報の提供者が、自らの情報の利用履歴を何時でも閲覧できる趣旨の明示
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）

③ データの提供に関するルール の策定

- ・ 信頼性のある事業者、データ利活用・還元が可能な事業者のみへの提供
- ・ データ提供先の事業者との約款の策定、公表
 - 不正行為の禁止
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
 - 目的外使用の禁止
 - セキュリティ体制、ガバナンス体制の確保

④ 以上①～③に関する提供者に対する説明義務

- ⑤ 既に自らデータを保有している事業者についても、上記の要件を満たした場合には、情報信託機能を担う者として認めていくこととする。

1. データ取引市場に関する動向

(1) データ取引市場の具体例

- ▶ エブリセンスジャパン株式会社は、センサーが持つデータと、そのデータを利用して事業開発や新サービス、学術研究に取り組む企業・研究機関が求める情報（希望条件）をマッチングさせ、データの売買を仲介するIoT情報流通プラットフォームを運営。

→ 今後ますます増大するデータ取引に対応するため、**健全な取引市場運営者の要件や、ルール整備の必要性**について指摘があったところ。

2. データ取引市場に関連する制度の現状

現在、データ取引市場に関する法規制等はないが、特定の分野において、市場に関する法規制やルールが策定されている例がある。

(1) 証券取引市場：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

取引所の適切な運営を確保すること等により、公正な取引、円滑な流通、公正な価格形成等を図るための規制が課されている。

(2) 卸電力取引所（※）：電気事業法（昭和39年法律第170号）

不正取引（相場操縦等）の防止、国による市場監視及び取引所の運営の適正性確保について規制が課されている。

※ 私設の任意の取引所（有限責任中間法人）として、設立（平成15年11月）されたが、平成28年4月以降は、電気事業法に基づく指定を受けて運営されている。

3. データ取引市場を担う者に関するルールの在り方（1）基本的な考え方

- ① 今後ますます増大することが見込まれるデータ取引ビジネスが円滑・健全に行われるように、一定の要件を満たす市場の運営者を認定する等のルール整備の検討が求められる。
- ② データ取引市場の信頼性を確保するために、一定の要件を満たした事業者については、認定・公表されるなど、社会的に認知される仕組みが必要と考えられる。本SWGにおいては、こうした仕組みの選択肢について、以下のような報告も行われた。
- ③ 現在、発展途上であるデータ取引市場に関しては、民間事業者の自主的な取組を促進するとともに、当事者が、実態に即したルールを形成又はルールの形成に関与することが望ましい。
- ④ このため、当面は、民間の団体による、任意の認定制度の設立が適当ではないかと考えられる。

【参考】 データ取引市場に係るルールの選択肢

ルール・枠組みの選択肢	具体策	メリット(○)／デメリット(▲)
民間事業者による自主的取組	民間団体による任意の認定制度	○民間事業者の自主的な取組の促進が可能 ○当事者がルール策定に関与することが可能 ▲拘束力のあるルールを設けられない
立法措置	緩やかな規制（例：名称独占）	○国よる公正で安全な市場の担保が可能 ○（指定制）電力取引市場のような任意の指定制度であれば、民間事業者の自由な取組を阻害せずにルール整備が可能 ▲発展途上の市場で、法的措置を設けることで、市場の発展を阻害する可能性 ▲（免許制）データ取引市場に対しては、要件が厳しすぎてしまう可能性
	指定制（例：電力取引市場）	
	免許制（例：金融取引市場）	

3. データ取引市場を担う者に関するルールの在り方（2）具体的なルール

本SWGの検討を踏まえると、取引市場の運営者に求められる要件としては、例えば、以下のような事項が考えられる。

① 体制の整備

- ・ 経営的安定性の担保、セキュリティ体制、ガバナンス体制の確保
- ・ 売買を行わない、自らデータを保持しない、価格決定をしない（公正・中立の立場から取引を仲介）

② データ提供者との間の約款の策定、公表

- ・ データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 取引情報の記録（トレーサビリティの確保）
 - 市場運営者が取引される情報の閲覧、市場運営により得た情報の他の目的での利用・第三者への漏洩の禁止（不正行為の防止）
 - 取引参加者が、取引内容を何時でも追加、変更、削除できる趣旨の明示（コントローラビリティの明示）
 - 取引参加者が、自らの情報の利用履歴を何時でも閲覧できる趣旨の明示
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）

③ データ提供先の事業者との間の約款の策定、公表

- ・ データの利用目的、データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
 - 不正行為の禁止

④ データ取引に関するルールの策定

- ・ 取引参加者への資格設定

- ルール作りは、できるだけ民間の努力で行った方がいいのではないか。例えば民間が団体を作り、その団体がルールを決めることにより、利用者が安心して利用できる環境を作り、上手く広報をしつつ進めていかないと難しいのではないか。業界団体で丁寧にやるべきではないか。
- 立法は、あまり過剰ではない範囲で、例えば最低限の監査を規定する程度をまとめる方向がいいのではないか。
- 問題解決の手段と、信頼性確保のためのお墨付きを、どうやって誰が行うのかという点を、許認可のような規制的な手段ではなく確保する方向がいいのではないか。
- 全く民間任意でビジネスを行っていいかという点と、取引所の健全性は社会的担保も求めていかないと、健全市場が出来ない。全て民間が勝手に行っていいというのは怖い。
- 第三者が取引市場を営む者の信用性について、過去の実績となると、ベンチャー企業は入りづらく、イノベーションが起こらないので、実績や社会的信用ではなく、要件を満たす者であれば、ルールが信頼性を担保してくれるような制度設計をしていただきたい。
- 取引市場の利用者保護、例えば、市場に持ち込まれる情報の真正性が客観的に判断できるよう制度的に担保して欲しい。
- 情報銀行や取引市場の分野は、まだ確定していない部分が多い印象。社会実装にも色々なパターンが有り得るので、今顕在化されていないパターンも含めて現在進行形でトライアルがなされている状況。そんな中でルール作りの話をする必要があるので、現在の様々な取組の進展を阻害しないようにルール作りを進めることが一番重要。
- 制度設計と並行をして、リテラシーの向上・教育を進める必要がある。
- 個人データがしっかり業務に連結されないと、民間投資が進まない。情報銀行制度が出来た際の、効果側面を含めて議論を進める必要がある。
- 情報銀行のための、預金保険機構のようなものができれば、損害補償が可能となり、安心感に繋がるかもしれない。